

東京高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 青色申告承認取消処分取消等請求控訴事件
国側当事者・国（津島税務署長）

平成26年10月15日棄却・確定

（第一審・東京地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成26年3月11日判決、本資料264号－45・順号12426）

判	決
控訴人	甲
上記訴訟代理人弁護士	谷原 誠
同	西宮 英彦
同	小林 大貴
被控訴人	国
同代表者法務大臣	馬場 みどり
処分行政庁	津島税務署長
	大脇 正
上記指定代理人	竹内 京子
同	長倉 哲也
同	青木 典一
同	森 清二
同	大野 真一

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 津島税務署長が平成22年7月5日付けで控訴人に対してした平成19年分以降の所得税の青色申告の承認を取り消す旨の処分を取り消す。
- 3 津島税務署長が平成22年7月8日付けで控訴人に対してした平成18年分の所得税の更正処分のうち、総所得金額につき1309万6514円、税額につき還付金の額に相当する税額190万9973円を超える部分及び翌年へ繰り越す雑損失の金額につき1559万3835円を下回る部分を取り消す。
- 4 津島税務署長が平成22年7月8日付けで控訴人に対してした平成19年分の所得税に係る更正処分のうち、総所得金額につき742万0204円（雑損失の繰り越し控除後の金額0円）、税額につき還付金の額に相当する税額162万9100円を超える部分及び翌年へ繰り越す雑損失の金額につき812万3631円を下回る部分並びに過少申告加算税賦課決定処分を取り

消す。

- 5 津島税務署長が平成22年7月8日付けで控訴人に対してした平成20年分の所得税に係る更正処分(ただし平成22年12月1日付け異議決定により一部取り消された後のもの)のうち、総所得金額につき564万0096円(雑損失の繰り越し控除後の金額0円)、税額につき還付金の額に相当する税額341万1000円を超える部分及び翌年へ繰り越す雑損失の金額につき752万5835円を下回る部分及び過少申告加算税賦課決定処分(平成22年12月1日付け異議決定による一部取り消された後のもの)を取り消す。
- 6 津島税務署長が平成22年7月8日付けで控訴人に対してした平成21年分の所得税に係る更正処分のうち、総所得金額につき1294万5661円(雑損失の繰り越し控除後の金額541万9826円)、税額につき還付金の額に相当する税額430万5915円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。
- 7 津島税務署長が平成22年7月8日付けで控訴人に対してした平成19年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分(平成23年12月22日付けの裁決により一部取り消された後のもの)のうち、納付すべき消費税額5万6700円、地方消費税の納付すべき譲渡割額1万4100円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。
- 8 津島税務署長が平成22年7月8日付けで控訴人に対してした平成20年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、納付すべき消費税額につき還付金の額に相当する税額15万2624円、地方消費税の納付すべき譲渡割額につき還付金の額に相当する税額3万8156円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。
- 9 津島税務署長が平成22年7月8日付けで控訴人に対してした平成21年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、納付すべき消費税額4万2000円、地方消費税の納付すべき譲渡割額1万0500円を超える部分を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 (1) ア 控訴人は、勤務医として稼働する傍ら不動産貸付業を営み、所得税について青色申告の承認を受け、所得税並びに消費税及び地方消費税の申告をしていた。
イ(ア) 津島税務署長は、平成22年7月5日付けで、控訴人に対し、平成19年分以降の青色申告の承認を取り消す旨の処分をした。
イ(イ) 津島税務署長は、平成22年7月8日付けで、控訴人に対し、平成18年分ないし平成21年分の所得税の各更正処分及び平成19年分ないし平成21年分の所得税に係る過少申告加算税の各賦課決定処分をした。
イ(ウ) 津島税務署長は平成22年7月8日付けで、控訴人に対し、平成19年課税期間ないし平成21年課税期間に係る消費税等の各更正処分並びに平成19年課税期間及び平成20年課税期間の消費税等に係る過少申告加算税の各賦課決定処分をした。
- (2) 本件は、控訴人が、被控訴人に対し、前記(1)イの各処分について、控訴人には青色申告の承認の取消事由はなく、控訴人の所得税並びに消費税及び地方消費税の申告の内容は適正であるから、津島税務署長が行った前記(1)イの各処分には違法があるなどと主張して、前記(1)イの各処分の一部ないし全部の取消しを請求する事案である。
- (3) 原審は、控訴人の請求をいずれも棄却し、控訴人が控訴した。

2 関係法令等の定め、前提事実、本件各更正処分等の根拠及び適法性に関する被控訴人の主張、争点並びに争点に対する当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」2ないし6に記載のとおりであるから、これを引用する（なお、本判決における略語は原判決本文に記載のもののほか、原判決別紙2略語一覧表の例による。）。

(1) 原判決15頁12行目の「乙について」を「保管していた現金の紙幣の種類について」と改める。

(2) 同21頁9行目の「つけ込まれており」を「付け込まれており」と改める。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は、いずれも理由がないから棄却すべきであると判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中「第3 当裁判所の判断」1ないし7に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決27頁6行目の「ないことをもって」を「なかったとしても、そのことをもって」と改める。

(2) 同27頁20行目の「賃料の支払というのであるから、同主張を前提とすれば」を「賃料の支払というのであり、これを覆すに足る証拠はないのであるから」と改め、同28頁12行目の「以上に述べたところは」を「H物件の平成19年分の賃料収入を4万1000円として計上することは」と改める。

(3) 同29頁26行目・同30頁1行目の「原告の主張を前提としても」を「控訴人の主張を考慮して」と改め、同頁3行目の「認められる」を「認めるのが相当である」と改める。

(4) 同32頁25行目の「従事することに妨げがなく」を「従事することが妨げられないと認められる者であって」と改める。

(5) 同33頁21行目の「解されないし、」を「認められないし、」と改め、同34頁9・10行目の「乙が」の次に「駐車場の清掃や草取りを行っていたこと自体は認定する余地があるとしても、」を加える。

(6) 同43頁6行目の「ことからすれば、」の次に「当該振込手数料120円の支出があったとまでは認められず、」を加える。

(7) 同44頁7行目の「ことからすれば、」の次に「振込手数料120円の支出があったとは認められず、」を加える。

(8) 同54頁18行目の「そのほかにも、」を削除する。

(9) 同55頁16行目の「消費税30条7項」を「消費税法30条7項」と改める。

(10) 同58頁14行目の「仮に原告の主張に従い」を「控訴人の主張を考慮して」と改める。

(11) 同59頁4行目の「前記アの点につき原告の主張に従ったとしても、」を削除する。

(12) 同59頁7・8行目の「仮に原告の主張に従い」を「控訴人の主張を考慮して」と改める。

2 以上によれば、控訴人の請求はいずれも理由がないから棄却すべきであり、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官 大竹 たかし

裁判官 山本 剛史

裁判官 田中 寛明